

山梨県における脱炭素施策の推進について

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(1)-1やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施

ゼロカーボンシティ宣言

- 2009年3月、本県では全国に先駆けて「2050年CO2ゼロやまなしの実現」を宣言。
全国有数の日照時間、豊富な水、豊かな森林という自然エネルギー源を生かすとともに、省エネルギーや森林吸収源対策に取り組んでいくこととした。
- さらに、2021年2月、全国で初めて県内全ての市町村が共同で「やまなしゼロカーボンシティ宣言」を実施。各自治体の特性を生かしながら、全県一丸となって取り組みを推進していくことを宣言。

やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言

近年、地球温暖化に起因するといわれる気候変動の影響により、世界的に深刻な自然災害が発生しており、国内においても、これまでに経験したことのない猛暑や豪雨災害などによる甚大な被害が発生しています。

2015年に合意されたパリ協定では「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2°C未満とし、1.5°Cに抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、1.5°Cに抑えるためには、2050年までにCO2排出量を実質ゼロとすることが必要だと科学的に示されました。

こうした目標の達成に向け、2009年に山梨県は全国に先駆けて、2050年までのCO2排出量の実質ゼロを表明し、その後、2019年に環境大臣が全国の自治体に「ゼロカーボンシティ」の呼びかけを行ったことを機に、この動きが広がりを見せ、2020年には政府が「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

本県は日照時間が長く、多くの森林資源やそこから生まれる水資源など豊かな自然が存在します。私たちは、これまでも、将来にわたり豊かな自然と人とが共生・調和できるよう、それぞれが気候変動対策に取り組んできましたが、ここに2050年までの温室効果ガス排出の実質ゼロを共同で宣言し、各自治体の特性を生かしながら、全県一丸となって今後さらに取り組みを推進します。

(1)-1やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施

ストップ温暖化やまなし会議

- 2021年2月、県や市町村、業界団体や企業等で構成される「ストップ温暖化やまなし会議」を立ち上げ、行政と民間がパートナーシップを構築し、一丸となって地球温暖化対策に取り組んでいくことに。
- 「ストップ温暖化やまなし宣言」が採択され、地球温暖化対策は、経済成長の制約ではなく、大きな成長につなげるという前向きな発想と、県民一人ひとりの豊かな暮らしにつなげていくという視点を持ち、官民が足並みを揃えて、経済と環境の好循環をつくり出しながら対策を推進していくことが重要であるという認識を共有。

ストップ温暖化やまなし宣言

地球温暖化によって、国内各地で激甚な気象災害が発生し、地域住民の生活や企業の活動へのリスクとしての認識が高まっています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）報告書では、温暖化の要因は人為的なものである可能性が極めて高いと評価され、2050年までにCO2排出量を実質ゼロとする必要性が示されています。

温暖化対策は、これ以上の先送りは許されず、豊かな自然に恵まれたふるさと山梨、そして美しい地球環境を未来の子どもたちに引き継いでいくため、今を生きる私たちが覚悟を決めて取り組むべき責務です。また、温暖化対策は、経済成長の制約ではなく、大きな成長につなげるという前向きな発想と、県民一人ひとりの豊かな暮らしにつなげていくという視点を持ち、官民が足並みをそろえて、経済と環境の好循環をつくり出しながら対策を推進していくことが重要です。

このような認識のもと、私たちは、「ストップ温暖化やまなし会議」を設立し、参画する自治体、団体、民間企業などがパートナーシップを構築しながら、2050年までに県内の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて、それぞれが自らの活動において地球温暖化対策に取り組むことを宣言します。

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

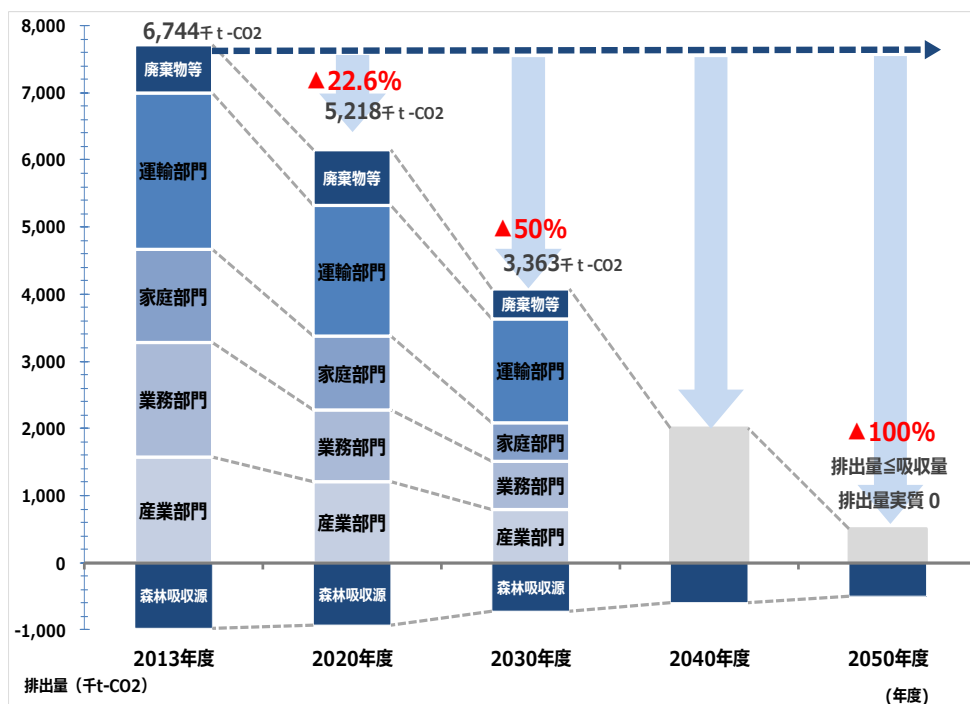
1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(1)-2山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

地球温暖化対策実行計画の策定

- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、2022年度末に地球温暖化対策実行計画を改定。
- 2030年度の温室効果ガス排出削減目標を50%に設定。（従前の削減目標は26%）
- 目標達成に向けては、各部門の各主体による取組の実施が必要不可欠。

2030年度の温室効果ガス排出削減目標



種別		温室効果ガス排出量（千t-Co2）		
	部門	2013	2030	削減率
二酸化炭素	産業	1,579	796	-50%
	業務その他	1,699	717	-58%
	家庭	1,389	570	-59%
	運輸	2,333	1,555	-33%
	廃棄物	237	171	-28%
	小計	7,237	3,809	-47%
その他ガス		478	276	-42%
総排出量		7,715	4,085	-47%
吸収量（森林等）		-971	-722	-
合計		6,744 (7,715)※	3,363	-50% (-56%)※

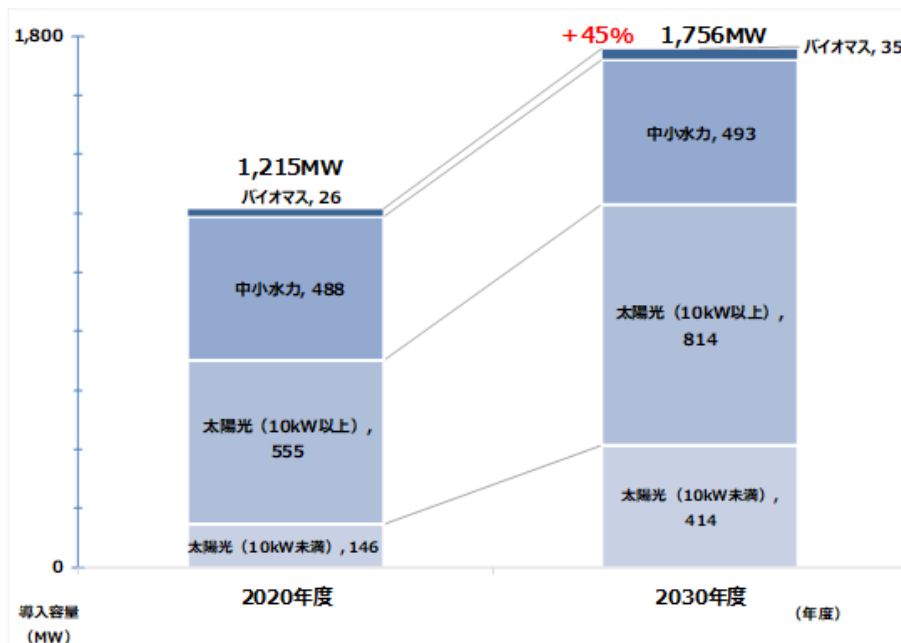
※2013年度（基準年度）の合計値に吸収量を加味しなかった場合の数値

(1)-2山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

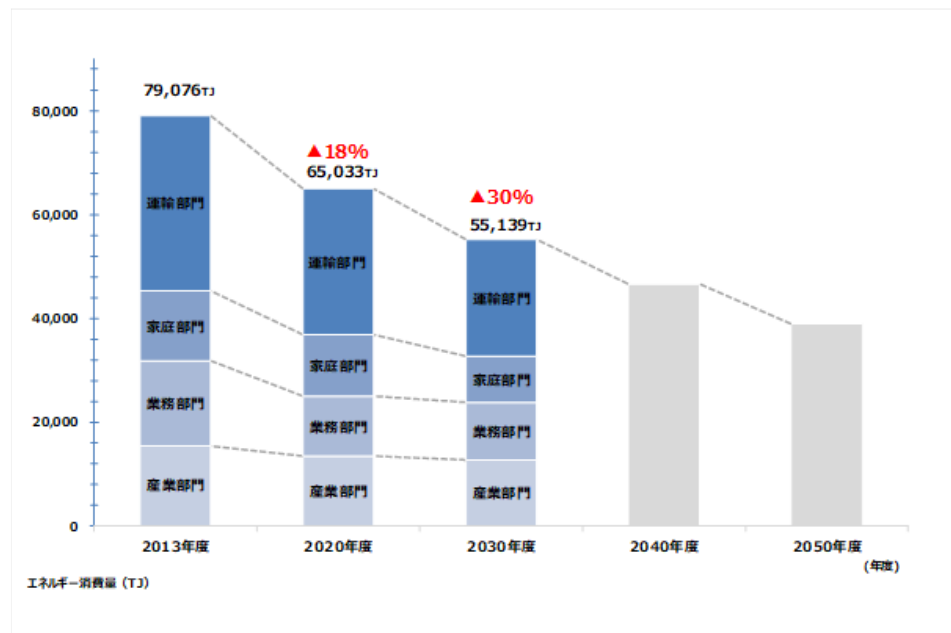
地球温暖化対策実行計画の推進に向けた目標

- 温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、エネルギーの供給側と需要側の取組を同時に推進していく必要がある。
- 地球温暖化対策実行計画においても、再生可能エネルギーの大量導入※（供給側）と徹底した省エネルギーの推進（需要側）に関連した2つの目標を設定。
 - ※ 太陽光の導入については、屋根や駐車場等への導入を中心に推進していく予定。

再生可能エネルギー導入目標（供給側）

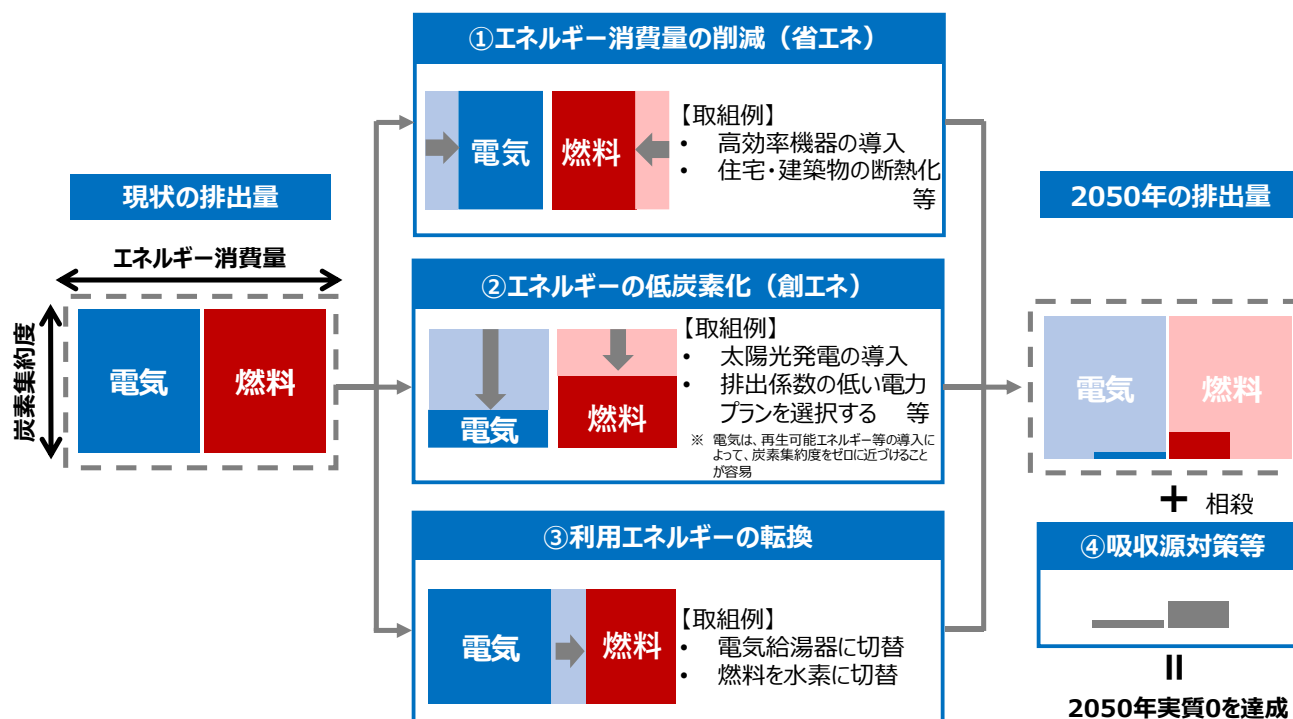


最終エネルギー消費量削減目標（需要側）



【参考】温室効果ガス排出量の削減イメージ

取組種別	概要	具体的な取組例	備考・補足
①エネルギー消費量の削減	徹底した省エネルギーに向けた取組を通じて、エネルギー消費量を削減	- エネルギー効率の高い設備・機器（省エネ家電等）の導入・切替 - 住宅・建築物の断熱化等による建物のエネルギー効率の向上	
②エネルギーの低炭素化	消費するエネルギー当たりの温室効果ガス排出量（炭素集約度）を削減	- 太陽光や水力発電等の再生可能エネルギーの最大限の導入 - 蓄電池やEV等の導入を通じた、電力の自家消費量の拡大 - 低炭素電力（炭素集約度の低い電力）への切替	電気は、再生可能エネルギー由来の電力を使用することにより、炭素集約度をゼロにすることが可能
③利用エネルギーの転換	化石燃料から電気への転換など、炭素集約度のより低いエネルギーへの転換（電化の推進等）	- 利用エネルギーを電気に切替（例：給湯器をヒートポンプ式の給湯に切替） - 利用している燃料の転換（例：化石燃料から水素に切替）	本県の産業部門は、全国と比較してエネルギー消費量全体に占める電気の割合が高い
④吸収源対策等	上記取組の実施後にも残ってしまう排出量について、森林等による吸収量と相殺することにより、2050年カーボンニュートラルを実現	- 森林整備の推進 - 農地土壌炭素吸収源対策の推進	



【参考】山梨県地球温暖化対策実行計画の目標値の内訳

温室効果ガス排出量削減目標・最終エネルギー消費量削減目標

- 温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入に加えて、各主体の省エネルギー化（エネルギー消費量の削減）を進めていくことが重要。
- 省エネを促進するためには、事業者や家庭など、各部門の需要家における省エネ性能の高い設備・機器への更新や、建築物・住宅等の断熱化等を進めていく必要がある。

種別		温室効果ガス排出量（千t- CO_2 ）			最終エネルギー消費量（TJ）		
	部門	2013	2030	削減率	2013	2030	削減率
二酸化炭素	産業	1,579	796	-50%	15,361	12,694	-17%
	業務その他	1,699	717	-58%	16,459	11,120	-32%
	家庭	1,389	570	-59%	13,501	8,869	-34%
	運輸	2,333	1,555	-33%	33,755	22,456	-33%
	廃棄物	237	171	-28%	-	-	-
	小計	7,237	3,809	-47%	-	-	-
その他ガス		478	276	-42%	-	-	-
総排出量		7,715	4,085	-47%	-	-	-
吸収量（森林等）		-971	-722	-	-	-	-
合計		6,744 (7,715)※	3,363	-50% (-56%)※	79,076	55,139	-30%

【参考】山梨県地球温暖化対策実行計画の目標値の内訳

再生可能エネルギー導入目標

- 太陽光については、2050年までにポテンシャルに対して100%導入を達成することを前提に、2030年度までにポテンシャルの1/3に対して導入していくという目標を設定。

再生可能エネルギー導入量（MW）						
種別	分類		2020	2030	ポテンシャル	増加率 (2020→30)
太陽光	10kW未満	住宅	146	414	1,240	184%
	10kW以上	民間施設	－※1	102	307	
		公共施設		100	200	
		低・未利用地		57	172	
		農地		－	【参考】7,800	
		耕作放棄地		－	【参考】1,702	
		既設の設備	555	555		
		小計	555	814		47%
	小計		701	1,228		75%
中小水力			488	493	507	1%
バイオマス	木質	26	24	26		
	廃棄物		11	24		
	食品残渣		0.37	1		
	家畜ふん尿		0.25	0.25		
	小計		26	35	51	35%
合計			1,215	1,756		45%

種別	分類		算定に当たっての考え方
太陽光	10kW未満	住宅	【ポテンシャル】住宅の屋根へ100%導入 【目標】2030年時点では、ポテンシャル全体の1/3に導入
	10kW以上	民間施設	【ポテンシャル】事務所、店舗、工場等の全てに100%導入 【目標】2030年時点では、ポテンシャル全体の1/3に導入
		公共施設	【ポテンシャル】自治体保有の全施設に100%導入 【目標】2030年時点では、ポテンシャル全体の1/2に導入（政府目標に準拠）
		低・未利用地	【ポテンシャル】法人保有の土地に100%導入 【目標】2030年時点では、全体の1/3に導入
		既存設備	【ポテンシャル】既存の発電設備を維持 【目標】既存の発電設備を維持
中小水力	既設設備（主に中水力）		【ポテンシャル】既存の発電設備を維持 【目標】既存の発電設備を維持
	新設設備（主に小水力）		【ポテンシャル】「やまなし小水力発電推進マップ」の有望地点に100%導入 【目標】開発実績を踏まえてポテンシャル全体の20%に導入
バイオマス	既存設備		【ポテンシャル】既存の発電設備を維持 【目標】既存の発電設備を維持
	新設する設備（木質・畜産バイオマス）		【ポテンシャル】 ■木質 ・燃料用木材供給量の目標値を全て達成 ■廃棄物 ・集約化された焼却施設の全施設に廃棄物発電を導入 ■食品残渣・家畜ふん尿 ・未利用の原料を全て発電に利用 【目標】既存の県計画に位置づけられた目標値を達成

(1)-2山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

取組の方向性と主な内容

- 屋根置き太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、発電した再エネ電力の地産地消拡大のため、蓄電池やヒートポンプ式給湯器、E V等の導入も併せて推進していく。
- 併せて、事業者や家庭における、省エネ性能の高い設備・機器の導入を促すことによるエネルギー消費量の削減（省エネ）に向けた取組や、総排出量の内高い割合を占める運輸部門の排出量削減のための次世代自動車の導入促進に向けた取組を展開していく。

第1. 脱炭素で レジリエントな エネルギー 構造への転換	1.再エネの更なる導入	【太陽光】▶屋根置き太陽光や駐車場等への導入促進 ▶野立て太陽光の適正導入・維持管理 【その他】▶小水力や木質バイオマス・ごみ発電等の導入推進
	2.再エネの地産地消の拡大	▶蓄電池、ヒートポンプ式給湯器、V2X等の普及促進 ▶卒FIT電力を活用した地産地消の推進 等
	3.電力供給体制の強靱化	▶事前伐採等の推進▶地域マイクログリッドの導入検討
第2. グリーンかつ スマートな 経済社会 システムへの 転換	1.脱炭素で豊かな暮らしへの転換	▶太陽光・蓄電池の導入促進▶省エネ型住宅・家電の普及促進 ▶環境にやさしいライフスタイルの推進や環境教育の充実
	2.産業部門の脱炭素化による 競争力強化	▶排出抑制計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の推進 ▶省エネ診断、省エネ型の設備・機器及び建築物の普及促進
	3.業務その他部門の脱炭素化に よる地域の魅力向上	▶屋根置き太陽光やオフサイトPPA、再エネ電力調達の推進 ▶デジタル化を通じた事業の生産性向上による省エネルギー化の推進
	4.交通・物流のグリーン化	▶次世代自動車(EV,FCV,PHV等)の普及促進 ▶充電設備の整備 ▶公共交通・自転車利用の推進及び環境整備 ▶次世代交通システムの基盤づくり ▶自動車環境基本計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の促進
	5.廃棄物等の発生抑制と適正処理	▶3R + Renewableや再生利用等の推進▶フロン類の適正管理

(1)-2山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

取組の方向性と主な内容

- 脱炭素に向けた取組をきっかけとして、地域の産業や環境の高付加価値化を図っていく。
- さらに、カーボンニュートラルの実現に向けては県民や県内事業者などの各主体による行動変容が必要不可欠であることから、あらゆる機会を通じて働きかけを実施していく予定。
- 併せて、こういった取組を支援していくためには、地域内でのより面的な取組が必要不可欠であることから、管内市町村による脱炭素に向けた取組についても支援を行っていく。

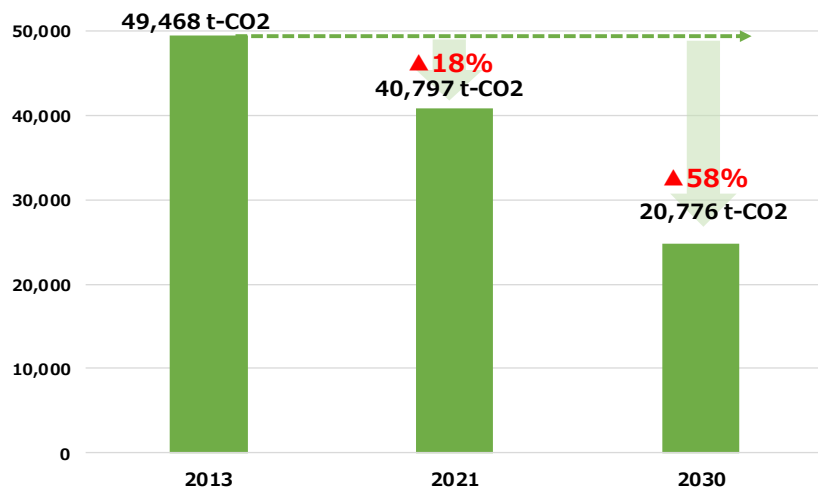
第3. 温暖化対策を通じた地域の 高付加価値化	1.水素社会の実現	▶P2Gシステムの開発・導入及び区域での面的利用 ▶国内外への展開▶水素・燃料電池関連産業の育成
	2. 吸収源対策の充実	▶森林整備・県産木材利用の推進▶カーボンオフセットの推進 ▶4パーミル・イニシアチブ推進による農産物の高付加価値化 ▶野生鳥獣害対策や生物多様性保全に向けた取組の充実
	3.気候変動への積極的な対応	▶脱炭素関連のイノベーション創出▶脱炭素に資する都市の形成 ▶農林水産業の技術開発・研究の推進
	4. 気候変動に伴うリスクに対する強 靱化	▶災害対策の強化 ▶エネルギーシステムの強靱化 ▶感染症対策の強化
第4. 各主体による GXへの参画	1.県民一人一人の行動変容の促進	▶あらゆる機会を通じた働きかけの実施▶事業者と協働した運動の展開
	2.事業者の積極的な取組の推進	▶会議体を活用した率先的な取組の推進▶脱炭素経営の推進
	3.市町村による取組の促進	▶市町村の事務事業や区域の脱炭素化推進▶脱炭素先行地域づくり

(1)-2山梨県地球温暖化対策実行計画の概要

県の事業者としての取組

- 県の事業に伴う温室効果ガス排出量についても大幅に削減していく必要があることから、2030年度までに58%を削減するという目標を設定。
- PPA方式による庁舎への屋根置き太陽光発電設備の導入やLED照明への切替を通じた省エネの推進、再エネ由来電力への切替などの取組によって、温室効果ガス排出量の削減を推進していく。

項目	2013	2021（実績）		2030	
	基準年度	量	削減率	量	削減率
温室効果ガス (t-CO ₂)	49,468	40,797	-18%	20,776	-58%
エネルギー使用量 (原油換算kL)	22,566	21,081	-7%	16,079	-29%



1 再生可能エネルギーの最大限の活用

太陽光発電の導入

- 県が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地に、2030年度までに設置可能な施設の50%に最大限導入

蓄電池等の活用

- 太陽光発電の更なる有効利用や災害時のレジリエンス強化のため、庁舎に対して蓄電池やV2Xシステムを積極的に導入

2 省エネルギーの徹底

建築物（新築・更新）の省エネ対策の徹底

- 省エネ対策を徹底し、原則ZEB Oriented相当以上にする

既存建築物の省エネ診断の受診

- 既存の建築物について、エネルギー消費量の高い施設から順に、省エネ診断を受診することにより、効果的なエネルギー利用の削減対策について検討、実施する

建築物の断熱化・設備の高効率化の推進

- 省エネ診断の受診結果等に基づき、既存建築物の断熱改修や高効率空調への切替などについて、積極的に検討、実施する

LED照明の導入

- 既存設備を含めて原則100%LED化

次世代自動車の導入

- 非常用電源としての活用可能性を重視し、車両更新時に原則、次世代自動車に更新
※ 太陽光と併せて導入することで、災害時における強靱化を推進

3 その他

省エネ行動の徹底・再エネ由来電力の購入

- 組織・職員による省エネ行動の徹底
- 可能な限り再エネ由来電力を利用

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

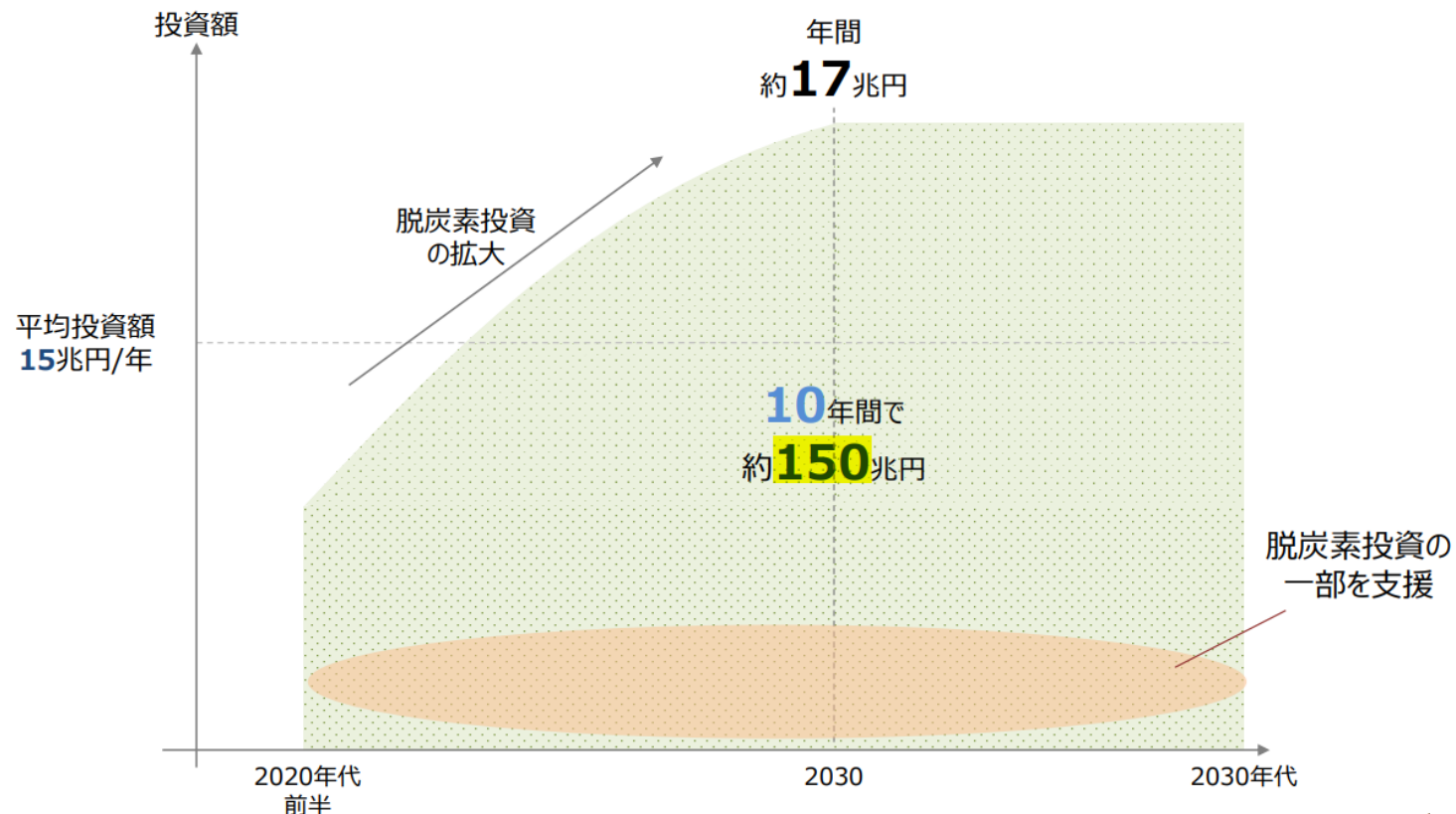
1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

【参考】脱炭素投資の見込み

日本国内における脱炭素投資の見込み

- 脱炭素に関連した投資として、官民併せて今後10年間で150兆円が投資されるという試算も存在。
- また、民間の投資を呼び込むための呼び水として、国や自治体において、これらの投資の一部を支援していく予定。

今後の脱炭素投資イメージ



(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の活用

- ・ 民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する制度。
- ・ 本県でも「重点対策加速化事業」を活用し、PPA方式を活用した県内企業による太陽光発電設備の導入（事業者向け）や、EV・PHVや充放電設備を導入するための補助制度（家庭・事業者向け）について、今後補助対象者を募集していく予定。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行 加速化交付金
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体とな って設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電 設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場 等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修 時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等におい て省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用 車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る (①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る 要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。)	民間裨益型自営線マイクログ リッド事業 官民連携により民間事業者 が裨益する自営線マイクログ リッドを構築する地域 (特定 地域)において、自営線に接 続する温室効果ガス排出削減 効果の高い主要な脱炭素製 品・技術 (再エネ・省エネ・ 蓄エネ) 等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全 国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

重点対策加速化事業の山梨県計画について

- 令和9年度までの5年間で計画に基づき順次事業を実施
- 令和5年度は6月補正にて対応
 - 県有施設へのP P A方式による太陽光発電設備の導入
 - P P A・リース方式で太陽光発電設備等を導入する民間事業者への支援
 - 再生可能エネルギーを活用したE V等及び充電設備導入への支援

山梨県計画の概要

①温室効果ガス排出削減目標	9,865トン-CO2削減／年
②再生可能エネルギー導入目標	13,818kW（全て太陽光発電）
③その他地域課題の解決等の目標	- 産業部門及び県有施設の自家消費率向上 - 蓄電池の導入 551kWh - 運輸部門のCO2削減 - 車載型蓄電池の導入 25台 - 充放電設備の導入 27基 - 水素利用による県有施設の省エネ - 水素利用設備の導入 1か所
④総事業費	1,921,845千円 （うち交付対象事業費 1,881,882千円）
⑤交付限度額	1,210,078千円

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

県が実施する主な取組（予定含む）

- 本県が現在実施している主な取組について、下記のとおり整理。

県が実施する主な取組

取組内容	区分	対象	分類	概要	財源
第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金	・ 再エネ	・ 事業者	・ 補助金	・ 第三者所有モデル（PPA・リース）による太陽光の導入費用を補助	・ 再エネ推進交付金
再エネ設備導入支援事業費補助金	・ 再エネ	・ 家庭 ・ 事業者	・ 補助金	・ 太陽光パネル・蓄電池の導入費用を補助	・ コロナ臨時交付金
太陽光発電設備等共同購入事業	・ 再エネ	・ 家庭 ・ 事業者	・ その他	・ 太陽光パネル等の購入を束ねることによって導入価格の費用を低減	—
県有林内における小水力発電推進事業	・ 再エネ	・ 事業者	・ その他	・ 県有林内の土地等において小水力発電事業を実施したい事業者等を支援	—
山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金	・ 再エネ ・ 省エネ	・ 家庭 ・ 事業者	・ 補助金	・ 事業者による省エネ・再エネ設備の導入費用を補助	・ コロナ臨時交付金
家庭用省エネ機器購入支援事業	・ 省エネ	・ 家庭 ・ 事業者	・ 補助金 （ポイント）	・ 家庭による省エネ設備・機器の導入費用を補助	・ コロナ臨時交付金
電気タクシー等普及促進事業費補助金	・ 車両	・ 事業者	・ 補助金	・ 事業者によるタクシーの電動化に係る費用を補助	・ コロナ臨時交付金
電気自動車等導入支援事業費補助金	・ 車両	・ 家庭 ・ 事業者	・ 補助金	・ 事業者・家庭による電動車等の導入費用を補助	・ 再エネ推進交付金
省エネ診断補助事業	・ 省エネ	・ 事業者	・ 補助金	・ 事業者の省エネ診断受診に係る費用を補助	・ 県単独費
脱炭素経営セミナーの実施	・ 再エネ ・ 省エネ	・ 事業者	・ その他等	・ 事業者の脱炭素経営の推進に向けたセミナー・ワークショップを開催	・ 県単独費
温室効果ガス排出計画制度・自動車環境計画制度	・ 再エネ ・ 省エネ	・ 事業者	・ 補助金 ・ その他	・ 事業者が当該制度に参加することにより、事業者の脱炭素化に向けた取組を促進することができる制度	—
制度融資を通じた脱炭素投資の支援	・ 再エネ ・ 省エネ	・ 事業者	・ その他	・ 事業者による脱炭素関連投資に対して、長期・低金利で貸し付けを実施	—

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

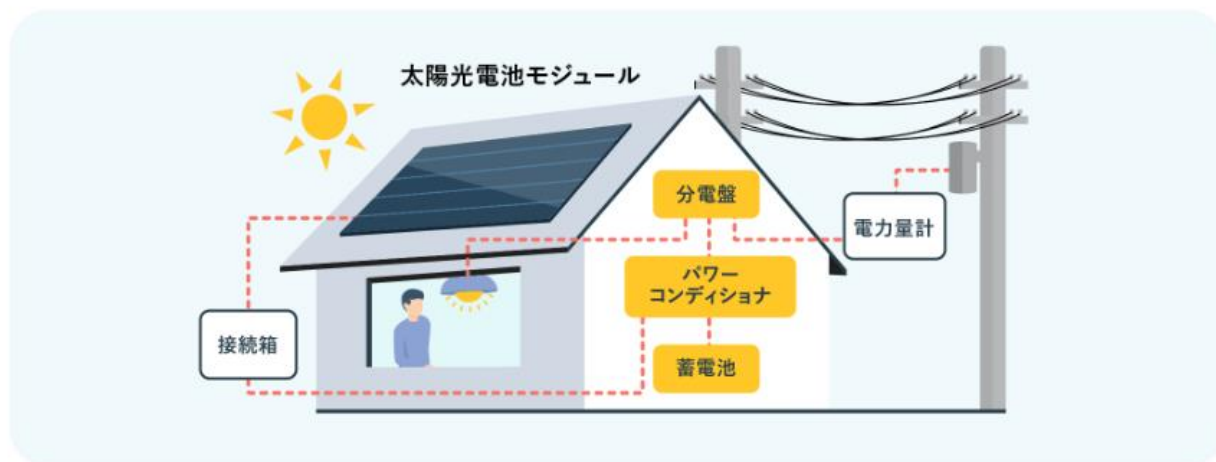
再エネ設備導入支援事業費補助金【創エネ】

- 光熱費高騰の影響を受ける家庭のエネルギーコストの負担軽減を図ることを目的として、太陽光パネル（10kW未満）や蓄電池の設置を支援する事業を実施。

【補助額】

- 太陽光パネル：2万円/kW
- 蓄電池：20万円/台
- 補助金の交付申請の受付は2023年8月31日必着。（本日現在）
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/syoene-saiene-shien/saieneshien.html>

補助対象設備導入後のイメージ



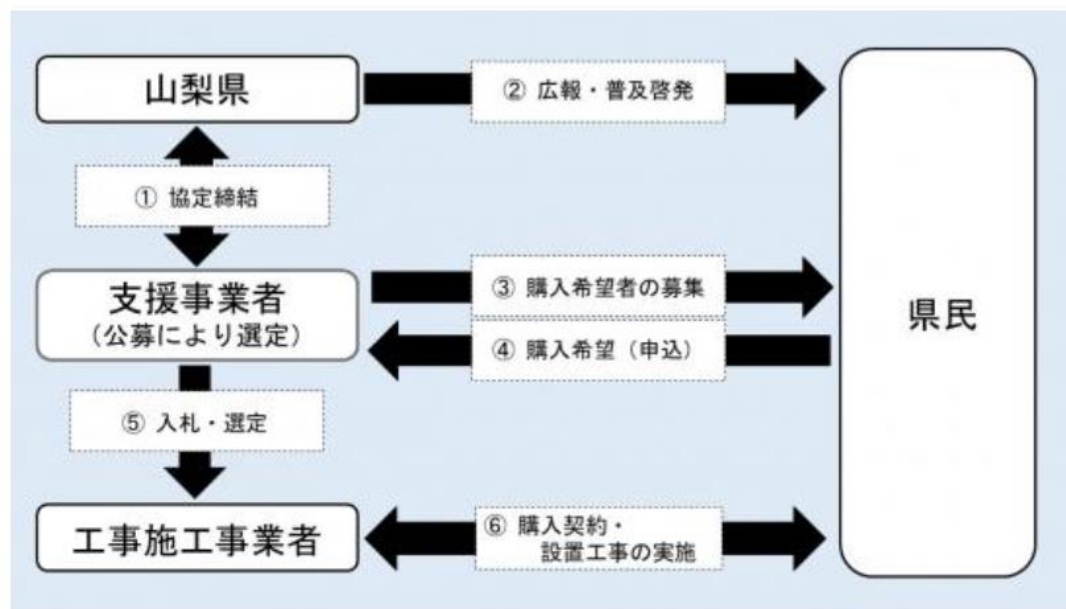
出典：環境省 再エネスタート「再生可能エネルギー導入方法」より
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/07/>)

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

太陽光発電設備等共同購入事業【創エネ】

- 太陽光発電パネル（10kW未満）及び蓄電池の購入希望者を県内から募り、一括して発注することにより設備の初期費用を低減する取組。
- 令和5年度の参加登録期間は、2023年7月25日まで。（今年度は募集終了）
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/solar-group-buy.html>

共同購入事業の事業スキーム図



(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

家庭用省エネ機器購入支援事業【省エネ】

- 光熱費高騰の影響を受ける家庭のエネルギーコストの負担軽減を図ることを目的として、省エネ性能の高い機器の購入を支援する事業を実施。
- 省エネ家電の購入金額に応じてキャッシュレスポイントを付与。（購入対象期間は2024年2月16日）
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/syoene-saiene-shien/syoene-saiene-shien.html>

本事業の対象製品及びポイント付与額

品 目	能力・容量	統一省エネラベル 省エネ性能	ポイント額(円)	
			通常コース	ポイント2倍コース
エアコン 	2.5Kw未満	★3以上 ※旧統一省エネラベルの場合は★4以上	10,000	20,000
	2.5Kw以上2.8Kw未満	★3以上 ※旧統一省エネラベルの場合は★4以上	15,000	30,000
	2.8Kw以上	★3以上 ※旧統一省エネラベルの場合は★4以上	20,000	40,000
電気冷蔵庫 	350L以下	★2以上 ※かつ省エネ基準達成率100%	5,000	10,000
	351L以上450L以下	★3以上 ※かつ省エネ基準達成率100%	15,000	30,000
	451L以上	★4以上 ※かつ省エネ基準達成率100%	20,000	40,000
ガス温水機器 	—	★3以上	30,000	60,000
LED照明器具 	—	★4以上	3,000	3,000

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

電気タクシー等普及促進事業費補助金【省エネ・エネルギー転換】

- 公共交通における電気タクシー等の普及を促進するため、一般乗用旅客自動車運送事業者等が実施する電気タクシー等の導入事業に対して補助を実施。（導入価格の1/5～1/4を補助）
- 昨年度から事業を実施しており、今年度の事業の受付期間は2023年9月15日まで。
（事業実施は今年度までの予定。）
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/evtaxi-hojo/evtaxi-hojo.html>

導入する車両のイメージ



EVタクシー



PHEVタクシー

出典：環境省「商用車の電動化促進事業 説明資料」
（<https://www.env.go.jp/content/000100914.pdf>）

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

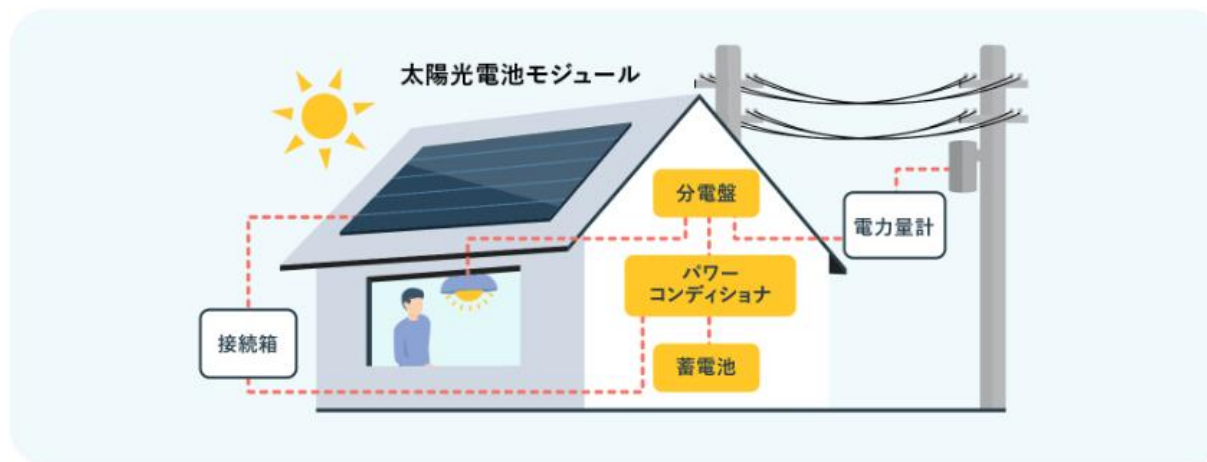
山梨県省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金【創エネ・省エネ】

- 原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコストの削減を推進するため、事業者が実施する省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助。
(補助率は2/3以内)

【補助額】

- 省エネ設備：1事業所当たり、上限額3,000,000円（下限額250,000円）
- 再エネ設備：1事業所当たり、上限額6,000,000円（下限額1,000,000円）
- 補助金の交付申請の受付期間は2023年7月24日～9月1日まで。
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-3.html>

補助対象設備導入後のイメージ



出典：環境省 再エネスタート「再生可能エネルギー導入方法」より
(<https://ondankataisaku.env.go.jp/re-start/howto/07/>)

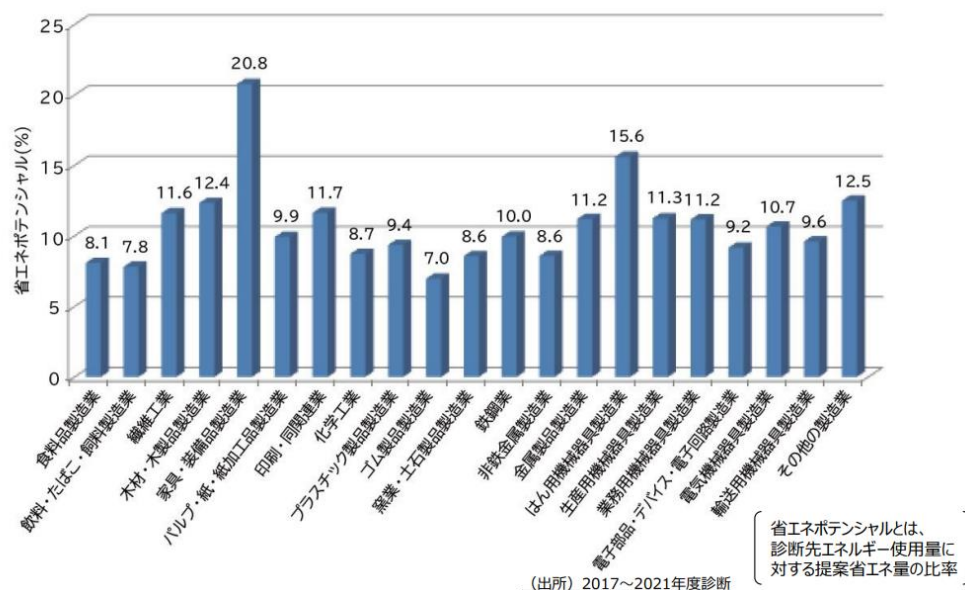
(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

省エネ診断補助事業【省エネ】

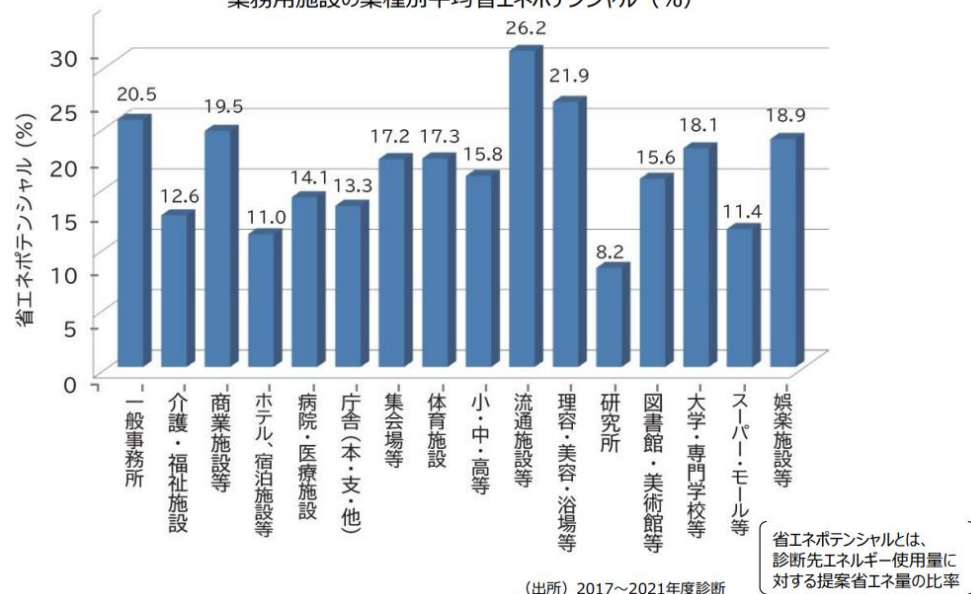
- 県内の中小企業等による省エネ診断の受診を促進するため、省エネ診断※に係る企業負担金額を補助する事業。
※（財）省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」等が対象
- 事業者の公募については、近日公表予定。

業種別の平均省エネポテンシャル（％）

工場の業種別平均省エネポテンシャル（％）



業務用施設の業種別平均省エネポテンシャル（％）



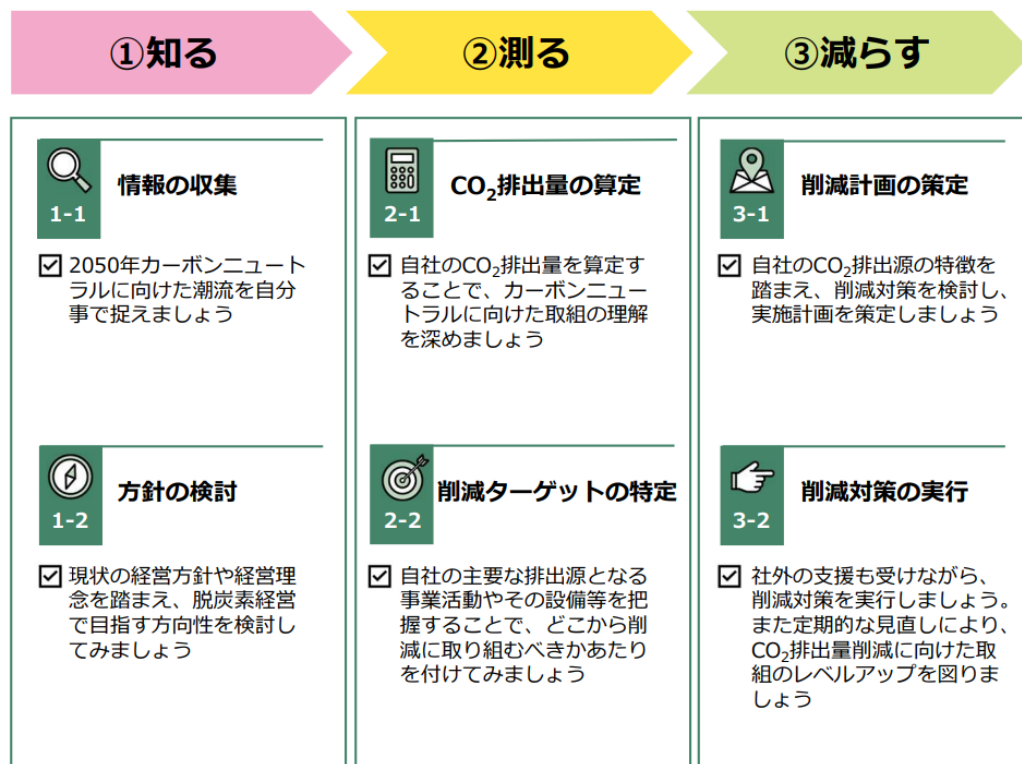
出典：（財）省エネルギーセンター「カーボンニュートラルへ向けた「省エネ支援サービス」のご紹介」（関東経済産業局省エネ推進セミナー資料）
（https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/data/r4_shoene_seminar02.pdf）

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

脱炭素経営セミナー（仮称）の実施

- 事業者による脱炭素に向けた積極的な取組を促進していくため、中小企業向けのセミナーを実施。
（現在、セミナー運営事業者の公募選定作業中）
- これから脱炭素経営に取り組んでいこうと考えている中小企業を対象に、温室効果ガス排出量の見える化（温室効果ガス排出量の算定）まで支援を行う内容を提供予定。

脱炭素経営に向けた3つのステップ



(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

温室効果ガス排出計画制度・自動車環境計画制度

- 事業活動に伴う温室効果ガス排出量削減への計画的な取組を促すため、地球温暖化対策条例等に基づいて、主に下記の2つの制度を展開。
- 温室効果ガス排出量の削減目標やその目標達成に向けた具体的な取組について、計画書と実績報告書の作成・提出を求めている。
- 当該制度に取り組むことにより、「脱炭素経営に向けた3つのステップ」に取り組むことができるため、義務づけられている事業者以外の場合でも、積極的に取り組んでいただきたい。
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/haishutsuyokusei.html>

① 温室効果ガス排出抑制計画制度（条例第11条関係）

- 県内で一定量以上（原油換算で1,500kl以上）のエネルギーを使用する事業者（特定事業者）に対して、「温室効果ガス排出抑制計画書」（3年）と「温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書」の提出を義務づけ。
- 上記以外の事業者も、トライアル事業者として、自主的に本制度に参加可能。

② 自動車環境計画制度（条例第14条関係）

- 県内で一定台数以上の自動車を使用する事業者は、「自動車環境計画書」（3年）と「自動車環境計画実施状況報告書」の提出について、努力義務を課している。
- 上記以外の事業者も、自主的に本制度に参加可能。
- 上記以外の事業者も、トライアル事業者として、自主的に本制度に参加可能。

【参考】温室効果ガス排出量の見える化の実施

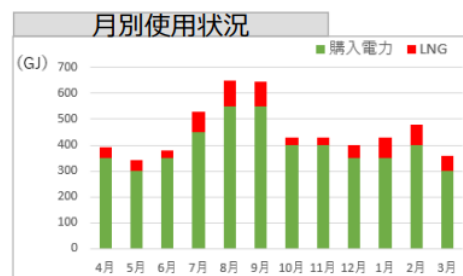
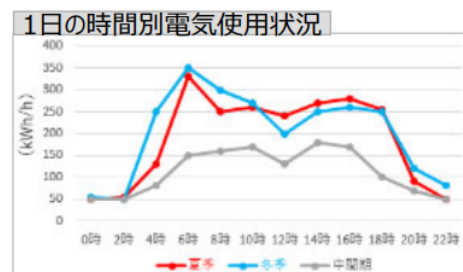
温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の見える化

- 事業の脱炭素化のためには、まずは「温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の見える化」が重要。
- 把握した各種データを、国等が公表している算定ツールに入力して活用することにより、自社のおおよその排出量を把握することができる。

※ 国の法律（省エネ法、地球温暖化対策推進法 等）の報告対象となる事業者の場合は、法規に基づき算定しているが、対象外の事業者においても比較的容易に排出量を算定することが可能。

温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の見える化のイメージ

エネルギー使用状況の把握の例



エネルギー使用量による排出量の簡易な把握の例

簡易な排出量算定の流れ(エネルギー起源二酸化炭素排出量を把握)

- ①排出活動を特定（電気の使用、燃料（ガス、ガソリン、灯油等）の使用等）
- ②それぞれのエネルギー使用量の把握
- ③活動ごとの排出量の算定

$$\text{エネルギー起源二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー使用量} \times \text{排出係数}$$

(例：電気の使用による排出量 = 電気使用量〇千kWh × 小売電気事業者別の係数)

✓CO2排出量算定にあたっては、「エネルギー起源二酸化炭素排出量等計算ツール」の利用が便利。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

【ツールの入力方法】

1. 電気の入力欄

電気事業者別 (係数の種類)	基礎排出係数 t-CO2/kWh	調整後排出係数 t-CO2/kWh	使用量 千kWh	基礎排出量 t-CO2	調整後排出量 t-CO2	係数の適用範囲 (注)
〇〇電力(小売電気事業者)	0.000457	0.000442	1,000	457	442	〇〇電力(小売電気事業者)の適用範囲
電気事業者				0	0	
				0	0	
				0	0	

2. 都市ガスを入力欄

都市ガス会社名	規格	単位	発熱量 単位	CO2 排出係数 t-C/GJ	使用量 千m3	CO2/G	CO2排出量 t-CO2
〇〇ガス	13A	45	GJ/千m3	0.0136	1,000	44/12	2,244
			GJ/千m3	0.0136		44/12	0
			GJ/千m3	0.0136		44/12	0
合計	-	-	-	-	1,000	-	2,244

係数一覧は
環境省のホーム
ページに掲載

電気事業者別排出係数(特定排出係数の適用範囲を適用)

【小売電気事業者】

電気事業者名	基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	調整後排出係数 (t-CO2/kWh)
〇〇電力(小売)	0.000457	0.000442
△△電力(小売)	0.000457	0.000442
××電力(小売)	0.000457	0.000442

※ 基礎排出係数(調整後排出係数)に記入する

(1)-3.実行計画の実現に向けた取組の実施

制度融資を通じた脱炭素投資の支援【省エネ・創エネ】

- 県の制度融資において、環境対策融資の中に脱炭素枠を創設。
- 省エネ・再エネ設備の整備や、クリーンエネルギー自動車の購入に対して、長期・低金利で貸付を実施。
- 事業に係る県HPのURL
<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/42590388393.html>

本県制度融資の概要（一部抜粋）

資金名	融資名	融資対象	資金使途	年利率	保証料率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	担保保証人
環境等 対策 資金	⑭ 環境対策 融資	中小企業者等	①事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金 ②ISO14000認定取得のための施設・設備の整備に要する資金 ③地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金 ④特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金 ⑤リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金 ⑥自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金 ⑦山小屋等のトイレの整備に要する資金	責任共有 1.8%	0.45% ～1.9%	設備 5,000万円	7年以内 (1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
			⑧産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金			設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
						設備 2億円	10年以内 (2年以内)	
						運転 2,000万円	7年以内 (2年以内)	
		脱炭素枠 右の資金使途に該当する場合	⑨「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金 ⑩EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金 ⑪省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金	責任共有 1.5%		一企業限度 2億円 設備 5,000万円	10年以内 (1年以内)	
		水素エネルギーシステム活用枠	⑫水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金	責任共有 0.7%		設備 1億円	10年以内 (1年以内)	
	⑮ 福祉の まちづくり 推進融資	中小企業者等	事業所、店舗等の新築及び改修に際し、障害者等に配慮した施設・設備の整備に要する資金	責任共有 1.8%	0.45% ～1.9%	設備 3,000万円	7年以内 (1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

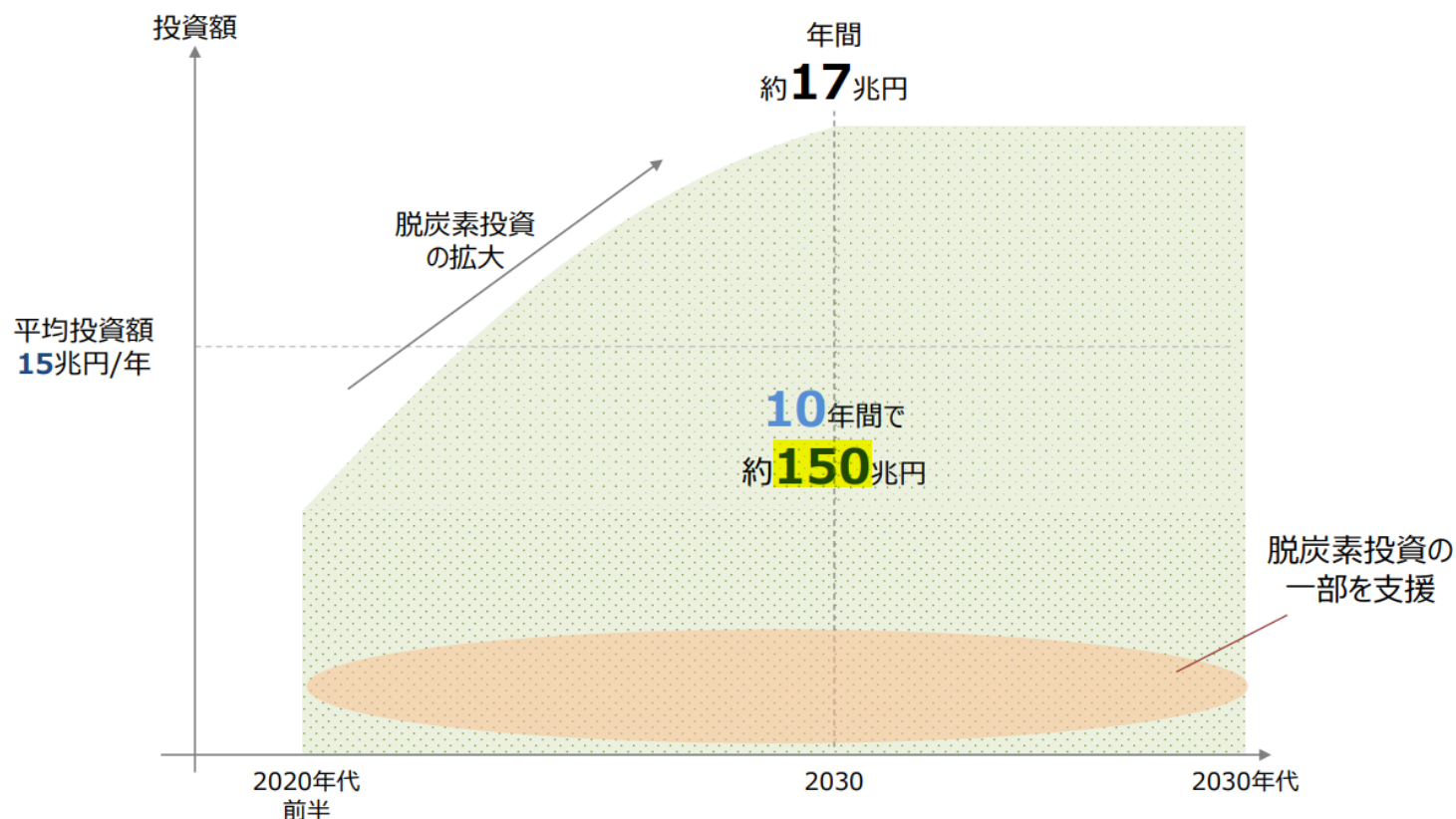
1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(2)-1.域内での脱炭素に向けた取組の加速化

【再掲】日本国内における脱炭素投資の見込み

- 脱炭素に関連した投資として、官民併せて今後10年間で150兆円が投資されるという試算も存在。
- また、民間の投資を呼び込むための呼び水として、国や自治体において、これらの投資の一部を支援していく必要がある

今後の脱炭素投資イメージ



(2)-1.域内での脱炭素に向けた取組の加速化

国の支援措置の徹底活用

- ・ 前述したとおり、家庭や事業者の脱炭素化を推進するため、下記の再エネ推進交付金をはじめとした、多くの財政支援措置を国においても用意しているところ。
- ・ 本県においても管内の脱炭素化をより一層加速化していく必要があることから、本県に限らず、管内のより多くの市町村の皆様にもこれらの財政支援措置を活用し、県内の脱炭素に係る投資の活性化していくよう取組をお願いしたいところ。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の概要

事業区分	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEVを導入する場合に限る 〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕	民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(2)-2.市町村アンケートの実施結果

再エネ地域脱炭素・再エネ推進交付金の活用意向

- 本年5月に実施させていただいた管内市町村対象のアンケートにおいて聞き取りを行ったところ、当該交付金を活用する意向のある市町村の数は必ずしも多くないとの認識。
- 甲斐市様の脱炭素先行地域をきっかけに、管内市町村の皆様にも当該交付金等を活用した区域の脱炭素化に向けた取組をより一層進めていただきたいと考えているところ。

脱炭素先行地域づくり事業への応募の意向

分類	市町村数			
		3万以上	1万-3万未満	1万未満
応募予定（着手中）	3	3	0	0
応募予定（未着手）	3	1	2	0
応募予定なし	21	5	7	9

重点対策加速化事業への応募の意向

分類	市町村数			
		3万以上	1万-3万未満	1万未満
応募予定（着手中）	1	1	0	0
応募予定（未着手）	4	2	2	0
応募予定なし	22	6	7	9

(1)山梨県における脱炭素施策の推進について

1. やまなしゼロカーボンシティ宣言の実施
2. 山梨県地球温暖化対策実行計画の概要
3. 実行計画の実現に向けた取組の実施

(2)管内市町村様の脱炭素に向けた取組の一層の加速化に向けて

1. 域内での脱炭素に向けた取組の加速化
2. 市町村アンケートの実施結果
3. 山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

(2)-3.山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

地域脱炭素ステップアップ講座の開催

- これまで年1回程度の研修会を実施してきたものの、より一層の支援が必要だと認識。
- 市町村による脱炭素に向けた取組を推進するため、国事業である「地域脱炭素ステップアップ講座」に採択いただき、研修会を年間3回程度、集中的に実施し、支援を行っていく予定。
- 当該研修を通して、本県と各市町村の担当者の皆様との関係構築に加え、市町村の担当者の皆様同士の関係を構築し、互いに強調・連携できるような体制を作るためのきっかけとさせていただきたい。

R5年度地域脱炭素ステップアップ講座



背景・目的

- 2030年度温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**すべての市町村において取組を進めていくことが重要**であるが、下記の通り課題が存在している。
 - 脱炭素はまちづくり、脱炭素は地域成長、という**認識が浸透していない市町村が多い**
 - マンパワーや専門的知見の不足、庁内連携の不足、担当部署へのリソース配分不足など、**体制が整っていない市町村が多い**
 - 計画策定や目標設定に取り組んでいる市町村であっても、民間企業や金融機関の巻き込み等が進まないことが多く、個別具体的な取組の**実践が始まらない**
- これを踏まえ本事業では、**都道府県を起点として、すべての市町村において地域脱炭素の取組を進める機運を醸成し実効的な取組へとつなげていく仕組みを構築**するため、地域脱炭素ステップアップ講座（SU講座）を開催する。

地域脱炭素ステップアップ講座

形式：

- **都道府県が管内の（原則、全ての）市町村向けに行う講座**
- 4・5月頃、SU講座を行いたいと考えている都道府県を募る（1ブロックごとに1県以上を想定）
- **環境省（地方環境事務所）及び他省の地方支分部局が連携して都道府県をサポートすることによって、分野横断で地域脱炭素の創生を促進**

内容：

- 研修の内容や形態は**都道府県が主体的に企画**
- 環境省委託事業者は、教材作成、講師紹介等をサポート



※実行計画策定のほか、地域脱炭素の意義の浸透や、庁内全体での取組む体制構築、民間企業や金融機関の巻き込みによる実践などを促す講座を想定
※環境部門はもちろん、産業部門等の温暖化対策に関係する他部門からの積極的な参加を推奨
※地域の気候変動適応やその他関連する取組との連携も推奨

出典：環境省資料より抜粋
(<https://www.env.go.jp/content/00121243.pdf>)

(2)-3.山梨県地域脱炭素ステップアップ講座の開催

地域脱炭素ステップアップ講座の開催スケジュール

- 全部で3回の研修会を通じて、「**脱炭素により地域課題を解決する事業**」を検討していただくことにより、事業実現に必要な実行計画策定や庁内関連部局の巻き込み等にも手を広げていただきたいと考えているところ。
- 特に、第2回のワークショップの実施に当たっては、関係部局との連携や様々な地域課題から事業を検討していく姿勢が重要であることから、他部局も巻き込んでの実施させていただきたいため、ご協力をお願いしたい。（本県においても関連部局を通じて周知を行っていく予定。）

年間スケジュール（予定）

取組内容	第1回 (8/7)	第2回 (9/28)	第2回～第3回の間	第3回 (11月下旬頃を予定)
概要	①脱炭素に係る基礎知識の習得に向けた講義の実施（環境省様） ②先進的地域による講演の実施（長野県箕輪町様）	①地域脱炭素を推進している民間事業者による講演 ② 脱炭素で地域課題を解決する事業検討に向けたWSの実施	・ 第2回で検討した事業の具体化等を本県及びSU講座事務局でサポート ・ 具体的には、事業実現の参考となる民間事業者や事例等を紹介していく予定	①先進自治体による講演の実施（庁内連携事例） ② 幹部職員向け基本講義の実施 ③検討事業に係るロードマップ作成・発表
対象	・ 環境部門担当レベル職員	・ 環境部門担当レベル職員 ・ 他部局担当レベル職員（企画、財政、産業、観光関連部署を想定）		・ 環境部門担当レベル職員 ・ 他部局担当レベル職員 ・ （企画、財政、産業、観光関連部署を想定） →①③を受講いただく ・ 環境部門幹部職員 →①②を受講いただいた後、 ③での発表を伝えていただく。